事 務 連 絡 令和2年3月31日

東京都福祉保健局長 殿 愛知県福祉局長 殿 大阪府福祉部長 殿 名古屋市健康福祉局長 殿 堺市健康福祉局長 殿 八尾市地域福祉部長 殿 東大阪市福祉部長 殿

(生活保護担当部局、生活困窮者自立支援(自立相談支援事業、住居確保給付金) 担当部局、生活福祉資金担当部局 宛)

> 厚生労働省社会・援護局 保護課 地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルスの影響による経済状況の悪化に伴う離職等により住居を失うおそれがある者等への住居・生活支援について(協力依頼)

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、就労環境の変化等により収入 が減少するなど生活に困窮される方への住居・生活支援に関して取組みを進め る必要があります。

生活困窮者に対する住居・生活支援については、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)及び生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき実施いただいているところですが、今般、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室より貴職管内の一部の公共職業安定所(以下「安定所」という。)に対して、本年4月の早期に、安定所に来所した求職者のうち、こうした住居・生活支援の対象となる可能性があると思われる者に対する相談を実施するとともに、該当する支援の実施機関に誘導するよう、該当する都府県労働局に指示しました(別添)。

つきましては、下記につきまして、御協力賜りますようお願いいたします。 また、貴職管下の生活保護担当部局におかれては、下記(参考)に記載された都 府県労働局管内の実施機関に、生活困窮者自立支援(自立相談支援事業、住居確 保給付金)担当部局におかれては、同管内の市区町村に、生活福祉資金担当部局におかれては同管内の社会福祉協議会にそれぞれ周知頂きますよう併せてお願いいたします。

記

1 住居・生活支援の対象となる可能性がある者に係る安定所からの誘導について

住居・生活相談等を実施する安定所(以下「実施安定所」という。)においては、住居・生活支援施策の説明や当該支援施策に係る事前要件確認(客観的な判断が可能な要件に限る。)を行うこととしており、当該要件確認の結果、施策の対象となる可能性がある者については、該当する支援施策を実施している機関に誘導することとしています。この場合、安定所から事前に御連絡することがありますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

2 安定所における研修への講師派遣について

実施安定所においては、当該相談業務に従事する者に対して、必要に応じて、 住居・生活支援施策に係る実務的知識を習得するための研修を実施すること としていることから、当該安定所から講師派遣の依頼があった場合につきま して、可能な範囲で御協力いただきますようお願いいたします。

(参考)別添指示に基づく実施安定所とその管轄自治体は以下のとおりです。

<東京労働局>11安定所

東京23区管轄所:東京23区(特別区)

<愛知労働局>2安定所

名古屋東所: 名古屋市のうち千種区、東区、昭和区、名東区、天白区、守山区、 日進市、長久手市、愛知郡東郷町

名古屋南所:名古屋市のうち瑞穂区、熱田区、港区、南区、緑区、豊明市 ※愛知郡については記載の町のみにおいて実施。

<大阪労働局>3安定所

梅田所 : 大阪市のうち北区、都島区、福島区、此花区、西淀川区、旭区 阿倍野所: 大阪市のうち住之江区、住吉区、西成区、阿倍野区、東住吉区、平

野区

堺所 : 堺市

職首発 0330 第 6 号 職就発 0330 第 1 号 令和 2 年 3 月 30 日

東京労働局職業安定部長 愛知労働局職業安定部長 大阪労働局職業安定部長

> 厚生労働省職業安定局 総務課首席職業指導官 雇用開発企画課就労支援室長

新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化に伴う離職等により住居を失うおそれがある者等に対する相談支援等について

日頃より、生活保護受給者等就労自立促進事業(以下「生保事業」という。) の推進にご尽力を賜り感謝申し上げる。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が急激に縮小する 事業所等が生じ、こうした事業所からの離職等により住居を喪失するおそれの ある者をはじめとして生活困窮状態に陥る者が発生することが懸念されてい る。

住居や生活に関する支援については、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)及び生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、福祉事務所設置自治体等により実施されているところだが、こうした支援が必要であると思われる者が公共職業安定所(以下「安定所」という。)に来所した場合、早期かつ円滑に支援につなげることが重要である。

このため、一部の安定所において、すでに配置している就職支援ナビゲーター (就労支援分) (以下「ナビゲーター」という。) が住居・生活支援に係る相談等業務も行うこととしたことから、下記の対応に遺漏なきようお願いする。

記

1 住居・生活支援窓口の設置

管内の安定所のうち、離職等により住居・生活支援が必要となる者が多数 来所する可能性がある地域を管轄する安定所において、住居を喪失するおそ れのある者をはじめとして生活困窮状態に陥る者に対して、住居・生活支援 の案内から就職支援までワンストップで行うための窓口(以下「住居・生活 支援窓口」という。)を設置すること。

住居・生活支援窓口の名称については、就職支援までワンストップで行わ

れることが明らかとなるよう、「住居・生活及び就職に関する相談窓口」等とすること。

なお、住居・生活支援窓口を設置する安定所の数は、東京労働局 11 所、 愛知労働局 2 所、大阪労働局 3 所とする。

- 2 住居・生活支援窓口での支援内容
 - (1) ナビゲーターは、生保事業の支援対象者に対する就職支援を実施するとともに以下の業務を行うこと。
 - ア 住居・生活支援に関する相談
 - イ 住居・生活支援施策に係る制度説明

(支援施策の例)

- ·自立相談支援事業 ·住居確保給付金 ·生活福祉資金貸付制度
- · 求職者支援制度 · 生活保護制度
- ウ イの支援施策に係る事前要件確認(安定所の実施する支援施策以外の ものについては、客観的な判断が可能な要件に限る)
- エ イの支援施策の担当窓口に対する誘導
- オ その他上記業務を行う上で必要となる業務

なお、上記の業務を行うに当たっては、住居・生活支援の申請等は地方 公共団体等において行われること、当該支援制度の要件等に該当しない場 合は対象にならないことについて、誤解のないよう説明すること。

(2) 住居・生活支援窓口において相談等を行った者であって、生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者以外の者が就職支援を希望する場合は、求職者の置かれている状況やニーズ等に応じて、早期就職支援コーナーをはじめ、適切な相談窓口に誘導すること。

なお、誘導された相談窓口においては、求職者の置かれている状況を踏まえて、早期に再就職ができるよう、きめ細かな就職支援を行うこと。

- 3 住居・生活支援窓口の周知
 - (1) 総合受付等における周知

別添を参考に、住居・生活支援窓口のリーフレットを作成し、安定所の総合受付や職業相談窓口等に配付・配架することなどにより、同窓口について、積極的に周知すること。

また、総合受付において、住居・生活支援に関する相談を求める求職者が来所した場合は、住居・生活支援窓口に誘導すること。

- (2) 職業相談窓口において、住居・生活支援に関する相談があった場合は、 住居・生活支援窓口の支援内容を説明して、同窓口に誘導すること。
- 4 2に掲げる業務に必要な知識に係る研修の実施

2の業務を追加するナビゲーターに対しては、必要に応じて、地方公共団体等の協力を得ながら、住居・生活支援施策に係る実務的知識を習得するための研修を実施すること。

LAがた かんせんしょう えいきょう 新型コロナウイルス感染症の影響などで す かくほ せいかっしきん ふあん みなお住まいの確保や生活資金にご不安のある皆さまへ



じゅうきょ・

せいかつ およ

しゅうしょく

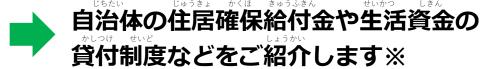
かん

住居・生活及び就職に関する 相談窓口のご案内

ハローワーク〇〇では、新型コロナウイルス感染症の影響などを受け、**離職などによりお住まいを喪失するおそれ**のある方や、**生活資金に不安を抱える方**のご相談のための窓口を設置しています。

で相談内容の例

1 家賃が支払えない、住むところがない… 当面の生活資金がない…



2 すぐに新しい仕事を見つけられるか不安…

ご希望に応じた職業相談窓口や

プログラしょく ひつよう くんれん あんない 就職に必要な訓練をご案内します

その他、ご不安やご希望に きめ細かく応じた相談対応を行います



※住居・生活支援に関する申請手続などは自治体で行うこととなります。 また、制度の要件に該当しない場合などは対象とならないことにご留意ください。

問い合わせ

くわしい内容については、総合受付または

○番窓口(住居・生活及び就職に関する相談窓口)にお問い合わせください。